

なる處置に對し尙問題に對し今後不服申間敷く始求書一札入れ申候本人宮本平謹人村本禪利昭和九年七月十四日瀬戸廉吉殿斯くて被告松尾監喜は告訴人と村本に向ひて「判は持つて來て居まいから押印を押して良からう」と命したれば兩人仕方なく各々右拇指を以て捺印したり「良しこれで良し」とうなづいて被告松尾は自己の席に歸座して後被告瀬戸廉吉を更りたる後松尾は大聲を發して餘るに之を手交し兩人私かに語り合ひたる後松尾は大聲を發して曰く「瀬戸君君が今日の事は會社の公用で總て働いたのだから一切今後も會社が責任を持つてやるから心配せんでよろしい」と語を強めて言渡し乍此時全事務所の周圍に黒山の人ばかりを見廻して更に語を次いで告訴人等に向ひて曰く「おいお前達の組合から宮崎でも福岡でも何奴でも來て見る此方もいさとなりや幾何でも犠牲者は若いものが居るんだお前達も其位の事を傷られるのは覺

悟の前だらう」と昂然として言ひ放ちたり後暫くして外部の人だからりが散するに及びて被告松尾は急に態度を變へて「君達済まんが歸つて呉れだが歸つて醫者に行く様なれば炭坑で手當してやろーか」と言ひ足したり之に答へて告訴人は「いやようござす」言終へて先に出たる告訴人の妻より約卅分程後れて告訴人は村本と共に連れ立つて全事務所を立出て歸途に就く此時午後五時十五分なりこれより途中全身打撲傷の痛みを耐へながら告訴人はその自宅最寄の町醫者山村醫院に至り應急手當を施されたり此際傷害を受けたる程度は別紙第二號證の全醫者の診斷書に記せるが如くなが後直ちに自宅に歸りて床を敷かせて仰臥したる僅頃次に襲ひ来る負傷より發する熱と「ウズキ」に附へ兼ねても自動きならず寝返りも殆んど全く不可能の狀態にして以後三日を過たる今日迄少しも輕快ならず本告訴狀も全く代筆なり以下告訴人は上記の